

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要項

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の募集等に関する要綱（以下「規則等」という。）に基づくほか、この要項に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場大田市場花き棟及び第1関連事業者棟
位 置	東京都大田区東海二丁目2番1号及び三丁目2番7号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

(1) 業 務	物販・飲食業務
種 類	飲食業
内 容	飲食業
募 集 数	3業者（花き棟2店舗及び第1関連事業者棟1店舗）

(2) ①業 務	物販・飲食業務
種 類	用品販売業、関連食料品等販売業又はその他販売業
内 容	(用品販売業) 包装用品・衣料・雑貨類販売業 計量器類販売業 船舶用品類販売業 容器回収業 茶類販売業 (関連食料品等販売業) 関連食料品等販売業 (その他販売業) たばこ菓子類販売業 薬化粧品等販売業 事務用品類販売業
②業 務	加工・サービス業務
種 類	サービス提供業
内 容	理容業 運搬具類修理業
募 集 数	①及び②を合わせて1業者（第1関連事業者棟1店舗）

3 店舗の位置、面積及び内容

- | | | | |
|-----|-------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 位
面
内 | 置
積
容 | 花き棟2階中央西側01号関連事業者営業所
47.7㎡(店舗)
飲食業 |
| (2) | 位
面
内 | 置
積
容 | 花き棟2階中央西側04号関連事業者営業所
47.8㎡(店舗)
飲食業 |
| (3) | 位
面
内 | 置
積
容 | 第1関連事業者棟A-11号1階及び2階
40.6㎡(1階店舗)
39.4㎡(2階)
(用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
船舶用品類販売業
容器回収業
茶類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品類販売業
(サービス提供業)
理容業
運搬具類修理業 |
| (4) | 位
面
内 | 置
積
容 | 第1関連事業者棟D-02号1階
47.7㎡(1階店舗)
飲食業 |

4 募集受付

- (1) 受付期間
令和3年1月25日(月曜日)から令和3年2月5日(金曜日)まで
(土日祝日を除く平日。)
- (2) 受付時間
受付期間の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所
東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都事務室市場管理課 施設管理担当(事務棟9階)

5 応募手続

応募者は、申込書に別紙1に掲げる書類を添付して提出すること。
ただし、郵送その他配送による申込は不可とします。
また、提出書類については、合否にかかわらず返却いたしません。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

- ア 業務資金を200万円以上有している者
- イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者
- ウ 使用許可された日から6か月以内に法人化に努めることができる者
- エ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
 - (ア) 応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (イ) 応募者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (ウ) 応募者が条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (エ) 応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
 - (オ) 応募者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (カ) 応募者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

- ア 業務資金を200万円以上有している者
- イ 募集対象の経験を3年以上営んでいる者
- ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
 - (ア) 法人の業務を執行する役員が、破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (イ) 法人の業務を執行する役員が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (ウ) 法人の業務を執行する役員が、条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(オ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) 法人の業務を執行する役員が、その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

7 選考方法

応募者に対する選考は、業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、将来性、市場に対する理解度等について、書類審査及び面接により行います。

8 面接日時及び場所

(1) 日 時 令和3年2月16日(火曜日)

※時間については別途通知します。

(2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室(事務棟9階)

※面接の日時及び場所は、応募状況によって変更することがあります。

9 選考結果

応募者への合否の通知は、令和3年2月下旬までに書面で行います。

10 説明会

(1) 日 時 令和3年1月25日(月曜日)午後1時30分から

(2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都第3会議室(事務棟9階)

11 その他

(1) 今回の募集は、「大田市場花き棟及び第1関連事業者棟空き店舗使用者の募集(以下、「店舗使用者募集」という。)」と同時に行うため、本募集と店舗使用者募集の全応募者の得点上位の者から合格者を決定します。

(2) この選考に合格した者を関連事業者として内定したものとします。

ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、許可の内定を取り消すことがあります。

なお、条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、業務開始時までに改めて行います。使用許可の開始日は令和3年3月中を予定しています。

(3) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、応募者が自身の負担で用意する必要があります。

- (4) 水道、ガス（都市ガス）の利用に関しては、応募者自身で契約を行う必要があります。
- (5) 施設使用料、市場保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格及び位置図は別紙2を参照してください。
- (6) 今回の募集で合格した者が使用できる店舗数は1者あたり1店舗までとします。なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選考結果の上位者を優先します。

1 2 問合せ先

東京都大田区東海三丁目2番1号 東京都中央卸売市場大田市場
市場管理課 施設管理担当 谷口・堀
Tel 03-3790-6508・6511(直通)

申込書に添付する書類

1 応募者が個人の場合

- (1) 使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）
- (2) 履歴書（別記第 2 号様式）及び写真
- (3) 資産調書（別記第 6 様式）
- (4) 住民票の写し（※ 1）
- (5) 区市町村長の発行する身分証明書（※ 1）
- (6) 印鑑証明書（※ 1）
- (7) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 様式）
- (8) 応募者が、条例第 4 3 条第 5 項第 2 号及び第 5 号、第 7 号から第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 4 0 号様式）
- (9) 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- (10) 直近年度の所得税の確定申告書の写し
- (11) 使用許可を受けた日から 6 か月以内に法人化に努める旨を誓約する書面（別途様式あり）

2 応募者が法人の場合

- (1) 使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）
- (2) 定款又は規約の写し
- (3) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※ 2）
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (7) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第 9 号様式）
- (8) 役員名簿（別記第 1 0 号様式）
- (9) 法人の代表者の印鑑証明書（※ 1）
- (10) 業務を執行する役員につき、市区町村長が発行する身分証明書（※ 1）
- (11) 法人の代表者の履歴書（別記第 2 号様式）及び写真
- (12) 業務を執行する役員が条例第 4 3 条第 5 項第 2 号及び第 5 号から第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 4 0 号様式）（※ 3）
- (13) 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）

(14) 直近の法人事業税の納税証明書

- ※1 申込日前3か月以内に発行されたもの。
- ※2 申込日前6か月以内に発行されたもの。
- ※3 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員分必要。
- ※4 申込日前1か月以内に発行されたもの。

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり

表

	場所及び面積	適用使用料 (円)	使用料月額 (税込) (円) ※ 3	市場保証金 (円) ※ 2
1	花き棟 2階 中央西側 01号店舗 (47.7 m ²)	関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)	115,958円/月	463,000円
2	花き棟 2階 中央西側 04号店舗 (47.8 m ²)	関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)	116,201円/月	464,000円
3	関連棟 A-11号	1階店舗 (40.6 m ²)	194,479円/月	777,000円
		2階 (39.4 m ²) ※ 1		
4	関連棟 D-02号	1階店舗 (47.7 m ²)	115,958円/月	463,000円

※ 1 2階は事務室等としての使用も可とします。ただし、その場合の適用使用料は使用内容等について聞き取り調査を行い決定します。

※ 2 使用料月額の4ヵ月分

※ 3 消費税は10%で計算しています。

店舗使用可能基本電気容量について

	電力量	
	電灯(单相)	動力(三相)
花き棟 2階 中央西側 01号 (飲食業)	10.0 kW	11.5 kW
花き棟 2階 中央西側 04号 (飲食業)	10.0 kW	11.5 kW
関連棟 A-11号 1階及び2階 (用品販売業、関連食料品 等販売業、その他販売業及 びサービス提供業)	6.0 kW	7.5 kW
関連棟 D-02号 1階 (飲食業)	10.0 kW	11.5 kW

※店舗機器設置に伴う電気設備について

- ・ 記載の電力量は、借用範囲で接続可能である機器消費電力の合計値です。
- ・ 各店舗の主幹は以下の配線用遮断器(主幹)を設置しております。

電灯回路 : 50AF / 50AT

動力回路 : 100AF / 75AT

ガス設備規格、水道設備規格について

	ガス設備規格	水道設備規格
花き棟 2階 中央西側 01号 (飲食業)	都市ガス 13A 25m/m	25m/m
花き棟 2階 中央西側 04号 (飲食業)	都市ガス 13A 25m/m	25m/m
関連棟 A-11号 1階及び2階 (用品販売業、関連食料品 等販売業、その他販売業及 びサービス提供業)	都市ガス 13A 25m/m	20m/m
関連棟 D-02号 1階 (飲食業)	都市ガス 13A 32m/m	25 m/m

大田市場 場内配置図

0 50 100m



募集場所(花き棟)
飲食業 2店舗

募集場所(関連棟)
飲食業 1店舗
用品販売業、関連食料品等販売業、
その他販売業、サービス提供業 1店舗

関連棟

大田市場 関連棟 店舗配置図

令和2年12月1日現在



花き棟2階

